別紙２

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名　榎本　珠良

提出された博士学位請求論文『冷戦終結後の開発・安全保障言説における人間像―小型武器規制・通常兵器移転規制の事例から―』は、次の 2 点を目的として執筆された x+314 ページに上る包括的なアプローチと検証からなる労作である。本論文の第 1 の目的は、1990 年代以降に開発と安全保障をめぐる政策論議において主流化した言説（以下では開発・安全保障言説）がよって立つ人間像とは一体いかなるものであるかを考察することである。そして、第 2 の目的は、開発と安全保障をめぐる特定の政策領域における国際合意の形成や個別の施策の事例を検証することにより、開発・安全保障言説における介入の論理と、国際合意の形成や個々の施策における実践との間の乖離が起こっていることを指摘し、その乖離が生み出される理由を考察することである。この 2 つの目的を検証するにあたり、1990 年代以降の開発と安全保障をめぐる広範な政策領域のなかでも，特に小型武器規制・通常兵器移転規制の領域に焦点を当てている。本論文は 2 部構成となっており、第一部の第一章から第五章にかけて第 1 の目的が検討され、第二部の第六章から第七章にかけて第 2 の目的が検討されている。

第一章では、1990 年代に開発と安全保障の政策論議が接近し融合した経緯を辿る形で、20 世紀後半の「北」の社会における近代性や物質主義に対する批判が「南」の開発をめぐる政策論議に影響を及ぼし、人間中心主義に対する懐疑に伴って「北」の社会に浸透した「脆弱な人間」像が「南」に投影されるようになったために、開発と安全保障の政策論議が接近し融合したことが指摘される。

第二章及び第三章では、小型武器規制・通常兵器移転規制の領域においても，1990 年代以降になると開発と安全保障の双方の政策論議を融合させる言説が主流を占めるようになり、国連を中心とする枠組みにおいて多様なアクターの関与の下で各種の合意が形成されていった過程が具体的に検証される。第二章では，小型武器規制をめぐる 1990 年代以降の政策論議において中心的な位置を占める国連小型武器プロセスの経緯が概観される。そして、第三章では、小型武器だけでなく重兵器も含む通常兵器全般の移転規制をめぐる 1990 年代以降の国際的な論議や国連プロセスが極めて詳細に検証されている。

翻って、第四章では、時代を遡る形で、19 世紀末から冷戦終結までの通常兵器移転等の規制の歴史を振り返る作業が展開される。ここでは、移転規制と人々の内的問題への介入の双方を正当化する言説が「国際社会」で主流を占めるようになり、多くの国が参加する国際的な合意が成立した時期が、19 世紀末と 1990 年代以降に限られることを説得的に提示している。

そして、第五章では、19 世紀末以降にこの領域の政策論議において国際合意の形成を推進した（あるいは合意の形成ないし合意における規制方法を批判した）言説及びそこに表出する人間像の変遷を辿る作業が行われる。こうした作業を通じて、1990 年代以降の言説が依拠する「脆弱な人間」像を浮かび上がらせるとともに、一見すると類似点の多い 19 世紀末と 1990 年代以降の言説の間にある相違と，それらが依拠する人間像の相違を明らかにしている。

第二部では、第六章において、国連の場を軸にした合意形成という「グローバル」なレベルの事例を扱っている。ここでは、小型武器規制・通常兵器移転規制について1990年代以降に形成された国際合意は，「南」の個人やコミュニティのレベルから社会全体を根本的に変容させようとするような介入や，そのための諸アクターの有機的連携や調整を必ずしも可能にする内容ではないことが明らかにされる。

第七章では、北部ウガンダ・アチョリ地域における武装解除・動員解除・社会復帰（DDR），治安部門改革（SSR），紛争後の和解促進，社会的関係の再構築，暴力の文化の撲滅と平和の文化の構築といった「ローカル」なレベルの事例の検討が行われている。ここでは、小型武器規制・通常兵器移転規制言説において必要と見做されるような施策が実施される場合であっても，「南」の人々の心を特定の方向に導き社会全体を変容させようとする介入が内外の諸アクターによる調整の下に実施されるような状況が、その意図とは乖離する形で必ずしも現実のものにならないことが実証的に検証されている。

第六章及び第七章での議論を通じ、開発・安全保障言説における介入の論理と、国際合意の形成や個々の施策における実践との間に乖離が生み出される理由について、この言説が「自律した理性的な人間」像への懐疑及びそれに伴って形成された「普遍的に脆弱な人間」像に基礎付けられていることと、この人間像及びそれに依拠した介入の論理が普遍的に共有されているわけではないことが、明確に示されることになる。

そして結果的には、開発・安全保障言説が依拠する人間像に着目することによって、こうした言説の形成と主流化は、筆者がはじめに提示している初期の批判的安全保障研究が論じるような、グローバルな「人間の解放」の実践を通じたコスモポリタンな世界秩序への道程を意味するものでも、初期の研究を批判する論者が指摘するような，統治の主体を創出しようとする覇権的秩序の興隆を示唆するものでもないことを明らかにする形で論を結んでいる。

本論文は以下のような点できわめて大きな貢献が見られる。第一に、小型武器規制・通常兵器移転規制の形成過程を自ら関わった NGO での実務経験をも踏まえる形できわめて詳細に明らかにしている点であり、ここまで詳細な分析が行われた研究はほかにはみられない点である。第二に、小型武器規制・通常兵器移転規制に関わる政策思想の歴史を丹念に描いており、その意義は大きいという見方ができる点である。第三に、冷戦終結以降提起されてきた批判的安全保障論に対する大きな問題提起をなしえている点である。したがって、本論文は、安全保障論としても政策思想史としても読むことのできる奥行きを有する論文として評価することができるのである。しかし、審査委員からは本論文に関するいくつかの問題点や疑問点も指摘された。第一に、本論文の主たる議論である「介入の論理と実践の乖離」を問題とする場合に、小型武器規制・通常兵器移転規制がどの程度典型的な事例と位置づけることが可能なのかという事例選択に関わる点である。第二に、「脆弱な人間」像として提起される現代の開発・安全保障言説によってたつ場合に、常に政策実施における乖離が生じるのだとすれば、様々な介入はどこまで行ってもその乖離を埋められない、という政策の無為を意味するのではないか、という点である。

しかし、こうした指摘はむしろ今後の検討課題を示すものであり、本論文の価値を損なうものではない。したがって、本審査委員会は博士（国際貢献）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。